**平成２５年（フ）第１２２６号**
東京都品川区戸越５丁目３―11
債務者　藤城啓二郎
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２３９号**
東京都千代田区岩本町３丁目５―11―602
債務者　谷川　典子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２４０号**
東京都港区芝大門２丁目12―６―403
債務者　篠塚　明子（旧姓久富）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２４２号**
神奈川県横浜市保土ケ谷区星川３丁目２―７―213
債務者　蒲谷　　忍
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２４３号**
東京都葛飾区細田４丁目18―20―103
債務者　小嶋　　仁
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２４４号**
東京都葛飾区細田４丁目18―20―103
債務者　小嶋　絵美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２４６号**
東京都国立市中２丁目19―21　平塚荘12
債務者　植田　直樹
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２５０号**
東京都港区三田４丁目19―17―102
債務者　村上　紀子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２５７号**
埼玉県上尾市愛宕１丁目13―３―103
債務者　淡路恵利子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２５８号**
東京都北区上十条２丁目14―６
債務者　八柳　一恵
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６０号**
東京都世田谷区大蔵３丁目１―７―305
債務者　松本　松男
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６１号**
神奈川県大和市下鶴間2767―５―606
債務者　山中　祐香
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６４号**
東京都杉並区高井戸東３丁目16―10
債務者　細川　倫央
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６６７３号**
大阪市平野区喜連５丁目１番22号　クロワートハイツ406号
債務者　松浪　孝治
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１７０号**
大阪市都島区都島中通３丁目９番３号
債務者　中田　文子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６１号**
大阪府東大阪市花園東町１丁目14番29号
債務者　前田　敏規
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部